

# 令和7年度（2025年度）半導体関連出前授業及び 認知度向上業務委託仕様書

## 1 委託業務名

令和7年度（2025年度）半導体関連出前授業及び認知度向上業務委託

## 2 契約期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月19日（木）まで

## 3 業務の目的

「九州半導体人材育成等コンソーシアム」や「熊本県半導体人材育成会議」において、産業界から小中学生の時期から半導体の魅力を伝えることが重要との意見が多く出されている。

このため、県内の小中学校で半導体に関する出前授業を実施するとともに、県内の小中学生及びその保護者、教師（以下「県内若年層等」という）向けの半導体への理解促進に資する取組を実施することで、将来の半導体人材の育成を行う。

### 【九州半導体人材育成等コンソーシアムとは】

- 九州経済産業局により設立。九州の産学官関係機関で構成。
  - 半導体人材育成と確保、企業間取引・サプライチェーンの強化、海外との産業交流促進等に取り組んでいる。
- （九州経済産業局 HP [https://www.kyushu.meti.go.jp/press/2203/220329\\_1.html](https://www.kyushu.meti.go.jp/press/2203/220329_1.html)）

### 【熊本県半導体人材育成会議とは】

- 本県が設置。県内の産学官関係機関で構成。
  - 半導体関連産業における人材育成の推進のため、各構成機関の取組みや産業界が求める人材像などについて、産学官で情報交換や意見交換を実施している。
- （熊本県 HP <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/58/212396.html>）

## 4 業務内容

### （1）半導体関連出前授業の実施

- ・ 産学機関から講師を招き、熊本県内の小中学校の中で、6校（6回）実施すること。
- ・ 事業実施校及び講師の選定については、県で行うこと。
- ・ 事業実施校及び講師との日程調整や、講師への謝金の支払い等を行うこと。
- ・ 事業実施にあたり、必要な場合は教材等資機材の購入を行うこと。
- ・ 事業実施後、学生及び教師向けアンケートの作成・実施・集計・分析を行うこと。

### （2）半導体への理解促進に資する取組

- ・ 県内若年層等に向けて、半導体及び半導体関連産業等に対する認知度向上を図るため、半導体認知度向上動画の活用や、イベントへのブース出展等、出前授業以外の半導体への理解促進に資する取組を提案すること。
- ・ 内容等の詳細については、契約締結後、県と協議のうえ決定すること。

※ 参考：令和５年度（2023年度）制作 半導体認知度向上動画

① 小学生向け

URL及びQRコード

<https://youtu.be/tkAqHk2RPc0>



② 中学生向け

URL及びQRコード

<https://youtu.be/gSxPpqZT1Ns>



③ 小学校教師向け

URL及びQRコード

<https://youtu.be/jeYJAF1s5Tc>



④ 中学校教師向け

URL及びQRコード

[https://youtu.be/B\\_5jxUU\\_nqc](https://youtu.be/B_5jxUU_nqc)



（３）業務開始の際、県と受託者が協議のうえ、受託者が業務全体のスケジュールを作成すること。

（４）上記事業の他に、本事業の効果拡大に通じる取組み（広報等）があれば提案すること。

## 5 実績報告

（１）業務完了後、次の書類等を提出すること。

① 業務完了報告書（別添様式１）

② 実績報告書〈任意様式〉

実施時期、数量、内容等について記載。

（２）報告期限

令和８年（2027年）３月１９日（木）

## 6 特記事項

（１）秘密の保持等

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、委託者の承諾なしに、業務の処理過程において得られた記録等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

（２）個人情報の保護

受託者は、契約の履行に当たって、別添「個人情報取扱特記事項」を遵守する。

（３）権利義務の譲渡等

受託者は、委託者の承諾なしに、契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は請け負わせてはならない。

（４）再委託の禁止

受託者は業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の文書による承諾を得たときは、この限りではない。

（５）損害のために必要を生じた経費の負担

業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受託者が負担する。

（６）本委託業務の経理の別について

この業務に係る経費を明らかにするために、他の経理と明確に区分して、会計帳簿及び証拠書類を整備するものとし、本委託業務が終了した日の属する会計年度の終了後５年間、これを保存しておかなければならない。

（７）著作権について

- ・ 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第２７条及び２８条の権利を含む。）は、全て県に帰属するものとする。

- ・ 受託者は本件履行に伴い発生する成果物について、県に対して著作者人格権を行使しない。

- ・ 受託者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物（映像・写真・音楽等）を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。

- ・ 受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら県の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

## ７ その他

（１）委託期間中及び期間の終了後において、委託者が必要と認める場合は、受託者に対しこの業務に関し必要な報告を求め、又はその職員が受託者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

（２）当仕様書に定めのない事項、又は当仕様書に定める業務の実施に当たって必要な詳細事項及び疑義が生じた場合は、遅滞なく委託者及び受託者が協議し解決する。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### (責任体制の整備)

第3 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

### (責任者等の届出)

第4 乙は、この契約による個人情報の取扱いに係る責任者（以下「個人情報保護責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「作業従事者」という。）を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、個人情報保護責任者又は作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

3 乙は、定めた個人情報保護責任者又は作業従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

### (保有の制限)

第5 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、甲の指示を受け又は事前の承諾を得た上で、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (安全管理措置)

第6 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の安全管理のため、BCC（ブラインド・カーボン・コピー）によるメール送付の徹底、複数の職員による確認やチェックリストの活用、適正なサイバーセキュリティ水準の確保等の措置その他必要かつ適切な措置を講じなければならない。

### (作業場所の特定)

第7 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う

場所を明確にし、あらかじめ書面により甲に報告しなければならない。

（利用及び提供の制限）

第 8 乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第 9 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、甲の指示又は事前の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（持出しの制限）

第 10 乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、この契約による業務に関し取り扱う個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

（再委託の禁止）

第 11 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者（乙に子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）がある場合にあっては、当該子会社を含む。以下同じ。）にその処理を委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

（派遣労働者の利用時の措置）

第 12 乙は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合は、当該派遣労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 前項に規定する場合において、乙は、甲に対して、当該派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

第 13 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙が保有した個人情報が記録された資料・電子媒体等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。また、乙が管理する機器等に記録された電子情報については、適正に消去・廃棄した旨の報告を書面で提出するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（作業従事者への周知）

第 14 乙は、作業従事者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならない

ことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第176条又は第180条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知するものとする。

（指示・報告）

第15 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は本特記事項の遵守状況等、必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

（実地調査）

第16 甲は、必要があると認めるときは、乙における管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について随時実地に調査することができる。

（事故発生時の対応）

第17 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の漏えい等の事故が発生した場合には、被害拡大の防止、復旧、再発防止等のために必要な措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

3 甲は、第1項の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除及び損害賠償）

第18 甲は、乙が本特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(参考様式 第4及び第7関係)

年 月 日

熊本県知事 様

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(名称及び代表者氏名)

個人情報保護責任者及び作業従事者の管理及び実施体制等について

〇〇〇〇〇〇委託契約「個人情報取扱特記事項 第4及び第7」に基づき、個人情報の取扱いに係る責任者等並びに作業場所について、下記のとおり報告します。

記

1 個人情報保護責任者

| 所属・役職 | 氏 名 | 連絡先<br>(事故発生時等) |
|-------|-----|-----------------|
|       |     |                 |

2 作業従事者

| 所属・役職 | 氏 名 |
|-------|-----|
|       |     |
|       |     |
|       |     |
|       |     |

※ 必要に応じて欄を追加すること。

※ 作業従事者は、当該個人情報取扱事務に照らし、必要最小限の人数とすること。また、個人情報保護責任者は当該作業従事者を確実に把握しておくこと。

3 作業場所

|  |
|--|
|  |
|--|

※甲の承諾を得た上で、当該作業場所にて業務を実施すること。

(参考様式 第13関係)

年 月 日

熊本県知事 様

○○○○○○○○○○

(名称及び代表者の氏名)

個人情報記録された電子情報の消去等について

○○○○○○委託契約「個人情報取扱特記事項 第13」に基づき、個人情報記録された電子情報については、適正に消去及び廃棄したことを報告します。